

食料品及び生活日用品の提供に関する協定書

大阪市（西成区役所）（以下「甲」という。）と株式会社ライフコーポレーション（以下「乙」という。）は、甲が乙の運営管理する店舗（以下「乙店舗」という。）から提供される食料品及び生活日用品（以下「提供商品」という。）を受領、管理及び譲渡するにあたり、以下のとおり協定書（以下「本協定書」という。）を締結する。

（目的）

- 第1条 甲は、西成区の子どもが安心して過ごせる居場所づくりの推進及び、子どもの健全な成長を支える取組の充実を図ることを目的に、甲が主催もしくは運営する事業における対象者及び甲が支援する団体（以下「支援団体」という。）に提供商品が無償で譲渡する。
- 2 乙は、甲の目的を理解し、その取組を支援するため、また、食品ロス削減のため、甲に対し提供商品が無償で提供する。ただし、本協定書に基づく食料品及び生活日用品の提供については、あくまで乙の任意であり、乙は甲に対してこれらの提供義務を負うものではない。
- 3 提供商品の譲渡及び支援団体の運営等に関しては、甲が責任を持ち、乙は一切関与しないものとする。

（提供店舗）

- 第2条 乙店舗は別紙1に定める提供店舗一覧表のとおりとする。
- 2 乙店舗を変更する場合は、本協定書を締結し直すものとする。

（提供商品の引渡し）

- 第3条 提供商品の提供は、甲の要請又は乙の申出に基づき、甲乙協議の上実施するものとする。
- 2 甲は提供食品の受領について、支援団体に依頼することができる。この場合、甲は本協定書で自己が負うのと同等の義務を支援団体にも負わせるものとする。
- 3 甲は、前項の依頼に基づき支援団体が行う業務の実施に係る一切の行為について、甲が為したものとして、乙に対し一切の責任を負うものとする。
- 4 甲は、乙に対し、支援団体名を事前に書面（別紙2）にて通知するものとし、支援団体に変更がある場合も同様に通知するものとする。

（提供商品の品質確保）

- 第4条 乙は甲に対し、以下の条件をすべて満たす提供商品を提供する。
- （1）食品衛生法その他関連する法令に適合していること。
 - （2）賞味期限または消費期限内であること。
 - （3）保存の方法、消費期限や賞味期限、アレルギー、食品の品質や安全性に悪影響を及ぼす外装の破損がないこと。ただし、農産物等の外装がない商品を除く。
 - （4）常温または冷蔵保存が可能であること。
 - （5）提供時に品質に問題が発生していないこと。

- 2 甲又は支援団体と乙は、提供商品の引渡しを行う際、提供商品が前項各号を満たした商品であることを相互に確認するものとする。
- 3 乙は提供商品のリストを作成し、提供商品の引渡し時に甲又は支援団体から受領の署名を得るものとし、当該署名済みリストを甲乙の双方で保管する。

(提供商品の利用方法)

- 第5条 甲は、乙から受領した提供商品を第1条に定める目的の範囲内においてのみ使用するものとして、支援団体に対し転売等目的外の利用を行わないよう周知を図らなければならない。
- 2 甲は、必要に応じて、乙との間で提供商品を提供する日程等の調整を行うことができる。
 - 3 甲に対する提供商品の具体的内容は、乙が決定するものとし、乙の指定する場所で甲又は支援団体に直接引き渡す。
 - 4 甲は、支援団体に対し、乙が提供商品を譲渡する際、提供商品が前条第1項各号を満たした商品であることを確認することを徹底するよう周知を図らなければならない。
 - 5 支援団体の受領した提供商品の第三者への譲渡・転売等不正な利用が判明した場合及び食品衛生上の事故が発生した場合、甲は乙に対して速やかにその旨を連絡する。

(提供商品の管理)

- 第6条 甲は、提供商品の品質が保持されるよう適切に取り扱うとともに、支援団体に対しても提供商品が適切な運搬・保存・調理・使用方法を守って管理されるよう周知を図らなければならない。特に、冷蔵商品については適切な温度管理を徹底するものとする。
- 2 前項の周知において、冷蔵商品の引渡し後における温度管理不備による品質劣化、食中毒等の事故について、乙は一切の責任を負わない。

(提供商品の責任)

- 第7条 乙は提供商品について、第4条第1項に定めた品質を満たす限り、甲に対して契約不適合責任を負わない。

(提供商品に係る事故発生時における対応)

- 第8条 甲は、提供商品に係る人的被害を伴う事故が発生した場合、甲、乙及び支援団体または関係する第三者によって行われる調査の結果及び適用される法令等に基づいて対応を行うよう、支援団体に周知を図らなければならない。

(提供商品の取扱いに関する情報の記録及び保存、結果の報告)

- 第9条 乙は、提供商品の取扱いに関する情報を記録し、これを3年間保存するものとする。
- 2 甲は、乙が希望する場合、乙に対し、提供商品の譲渡の結果について報告するものとする。

(表明・保証)

- 第10条 甲及び乙は、相互に、現在及び将来において次の各号のとおりであることを表明し、保証す

る。

- (1) 自らまたは役員等が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業またはその関係者、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 反社会的勢力を利用しないこと。
- (3) 自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為または法的な責任を超えた不当な要求行為を行わないこと。
- (4) 提供商品を反社会的勢力に譲渡しないこと。

(有効期限)

第11条 本協定書の有効期限は、協定書締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲または乙いずれからも書面による終了の意思表示がないときには、有効期限を1年延長するものとする。

(中途解約)

第12条 甲及び乙は、前条の有効期間内であっても、1ヶ月前までに相手方に書面で通知することにより、本協定書を中途解約することができる。

(解除)

第13条 甲が本協定書に違反し、甲への商品の提供が困難または不適切であると乙が判断した場合、書面により甲に通知することにより、直ちに本協定書を解除することができるものとする。

(合意管轄)

第14条 本協定書に関して生じた紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第15条 本協定書に定める事項について疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、決定する。

本協定書を証するため本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年7月7日

甲 大阪市
協定締結担当者 西成区長 稲嶺 一夫

乙 株式会社ライフコーポレーション
代表取締役社長執行役員 岩崎 高治

【別紙1】提供店舗一覧表

乙店舗名	西天下茶屋店
所在地	〒557-0033 大阪府大阪市西成区梅南 2-5-23

【別紙 2】支援団体名

団体名	
団体代表者	
拠点住所	
連絡先	